

第52回
県営与那原団地自治会
定期総会

1. 議案審議

(1) 2025年度 行事報告及び収支決算報告並びに監査報告

(2) 2026年度 収入見込み(案)及び行事計画(案)並びに予算(案)

2. 自治会長・役員選出について

3. その他

(1) 子ども会活動再開について

4. 閉 会

2026年5月24日(日)

県営与那原団地自治会

2025年度 県営与那原団地自治会行事報告

4月	ミニデイサービス (4/4) 定例清掃 (4/6) 会計監査 (4/28)
5月	ミニデイサービス (5/2) 定例清掃休み (母の日) 定期総会 (5/25)
6月	定例清掃・グランドゴルフ大会 (6/1) ミニデイサービス (6/6) フットサル大会・当添海フェスタ (6/22)
7月	ミニデイサービス (7/4) 各区分担綱づくり (7/6) 定例清掃 (7/13)
8月	ミニデイサービス (8/1) 定例清掃 (8/3)
9月	ミニデイサービス (9/5) 定例清掃 (9/7)
10月	ミニデイサービス (10/3) 定例清掃 (10/5) 中止
11月	ミニデイサービス (11/7) 定例清掃 (11/9) 各区対抗パークゴルフ大会 (11/15) 観月会 (11/22)
12月	ミニデイサービス (12/5) 定例清掃・グランドゴルフ大会・忘年会 (12/7)
1月	ミニデイサービス (1/9) 定例清掃・餅つき大会 (1/11)
2月	ミニデイサービス (2/6) 定例清掃・炊き出し訓練 (2/8)
3月	定例清掃 (3/1) ミニデイサービス (3/6) バス遠足 (3/21)

2025年度 県営与那原団地自治会収入報告

収入の部

(単位：円)

	科 目	収入見込金額	収入済金額	備 考
1	自治会費	1,392,000	1,365,000	1,000円×入居世帯(途中入退去あり) ※但し、2025年度自治会加入世帯のみ
2	共 益 費	2,784,000	2,730,000	2,000円×入居世帯(途中入退去あり) ※但し、2025年度自治会加入世帯のみ
3	補 助 金	20,000	20,000	町青少年健全育成支部育成費 与那原町助成事業
4	助 成 金	369,075	352,700	社会福祉協議会 与那原町
5	寄 付 金	95,000	100,000	与那原大綱曳実行委員会他
6	雑 収 入	520,050	482,300	住宅供給公社(管理費) クーラー使用料
7	自販機収入・罰金 その他の収入	643,583	643,583	2025年度罰金収入 自販機売上 沖縄セルラー電気代負担金 利息
8	繰 越 金	596,770	596,770	2024年度会計より繰越金
9	利息		842	
10	前年度未納 自治会費・共益費	0		
	合 計	6,420,478	6,291,195	

2025年度 県営与那原団地自治会支出報告

支出の部

(単位：円)

科目	2025年度 当初予算額	流用	支出済額	差引額	備考
1. 管理費	2,420,000	0	2,003,579	416,421	
①共益費（1棟・2棟）	1,700,000		1,501,907	198,093	電気代：1,428,029円／昨年度1,352,523円 水道代：68,378円／昨年度67,288円 ガス代：8,800円
②環境整備費	700,000		497,754	202,246	環境整備費、環境整備役員手当（5,000円×2名×12ヶ月） 作業手当等
③雑費	20,000		3,918	16,082	土地使用料（自販機）
2. 運営費	2,124,000	0	1,774,000	350,000	
①役員費	1,610,000		1,260,000	350,000	会長・書記・会計各35,000円×12ヶ月
②手当費（棟長・監査）	394,000		394,000	0	棟長4名×8,000円×12ヶ月 監査委員2名×5,000円
③手当費（管理費）	120,000		120,000	0	管理人10,000円×12ヶ月
3. 事業費	1,370,000	0	1,119,826	250,174	
①行事費	750,000		643,917	106,083	グランドゴルフ大会2回、親月会、分担編作り 餅つき大会、炊き出し訓練等
②敬老会活動費	120,000		23,941	96,059	ミニデイサービス、パークゴルフ大会参加
③婦人会活動費	120,000		120,000	0	バス遠足
④青年会活動費	30,000		30,000	0	フットサル大会
⑤子供会活動費	20,000		20,000	0	子供会へ助成
⑥サークル活動費	50,000		50,000	0	ガーデニング同好会
⑦保険費	60,000		57,080	2,920	自治会保険加入
⑧分担金	60,000		54,000	6,000	社会福祉協議会(48,000円) 体育協会分担(6,000円)
⑨会議費	100,000		98,888	1,112	役員会、総会開催
⑩雑費	60,000		22,000	38,000	新島区、浜田区、当添区等各区行事へ寄付、当添エイサー祝儀
4. 事務費	280,000	17,580	269,744	10,256	
①備品	100,000	17,580	100,000	0	ポータブル電源・太陽光発電パネル購入
②消耗品	60,000		52,164	7,836	コピー用紙・インクカートリッジ・ラミネートフィルム・ USB・扇風機・ティッシュ他購入、合鍵作製等
③通信費	50,000		50,000	0	会計の通信費補助
④車両費	50,000		50,000	0	軽トラック維持補助
⑤雑費	20,000		17,580	2,420	※17,580円備品費へ流用
5. 修繕積立金	100,000	0	100,000	0	
6. 自治会基金	100,000	0	100,000	0	
7. 予備費	26,478		0	26,478	
合 計	6,420,478	17,580	5,367,149	1,053,329	

2025年度 県営与那原団地自治会 決算書

2025年4月1日から2026年3月31日までの決算は

下記のとおりです

記

<一般会計>

収入金額	¥6,291,195-
支出金額	¥5,367,149-
差引残高	¥924,046-

<特別会計>

2025年度定例清掃罰金及び自動販売機収入並びにその他の収入合計

¥573,733- (550円利息)

<修繕積立金>

202⁵~~4~~年度残高 ¥520,942- (227円利息)

<自治会基金>

202⁵~~4~~年度残高 ¥2,453,267- (1,043円利息)

会計監査報告書

令和7年度会計監査の結果を下記のとおり報告します

記

令和7年4月1日から令和8年3月31日における令和7年度決算
ならびに特別会計を監査した結果、現金出納簿、証票書綴りとも適
正に処理されていまして報告します。

令和8年 5月 8日

場 所 県営与那原団地集会所にて

監事 _____ 金子育代



監事 _____ 仲村友子



以上

2026年度 県営与那原団地自治会収入見込（案）

収入の部

（単位：円）

No.	科 目	2026年度 収入見込金額	2025年度 収入済金額	前年度比較	備 考
1	自治会費	1,392,000	1,365,000	27,000	1,000円×116世帯×12ヶ月
2	共 益 費	2,784,000	2,730,000	54,000	2,000円×116世帯×12ヶ月
3	補 助 金	20,000	20,000	0	町青少年健全育成支部育成費 ※2024年度実績
4	助 成 金	369,075	369,075	0	社会福祉協議会 与那原町助成事業他 ※2025年度実績
5	寄 付 金	100,000	100,000	0	与那原大綱曳実行委員会他 ※2025年度実績
6	雑 収 入	482,300	482,300	0	住宅供給公社（管理費） ※2025年度実績
7	自販機収入・罰金 その他の収入	573,733	643,583	▲ 69,850	2025年度罰金 自動販売機収入 沖縄セルラー電気代負担金
8	繰 越 金	924,046	596,770	327,276	2025年度会計より繰越金
9	利息	0	842	▲ 842	
10	前年度未納 自治会費・共益費	0	0	0	2023年度未納分
	合 計	6,645,154	6,307,570	337,584	

2026年度 県営与那原団地自治会行事予定（案）

4月	定例清掃（4/5） 会計監査準備
5月	定例清掃休み（母の日5/10） 会計監査（5/8）及び定期総会準備、定期総会（5/24）
6月	定例清掃（6/7） フットサル大会（6/28）
7月	定例清掃・グランドゴルフ大会（7/5） 各区分担綱づくり（7/26）
8月	定例清掃（8/2） 与那原大綱曳まつり（8/16）
9月	定例清掃（9/6）
10月	定例清掃（10/4） 観月会（10/24）
11月	定例清掃（11/8） 各区対抗パークゴルフ大会
12月	定例清掃・グランドゴルフ大会・忘年会（12/6）
1月	定例清掃・餅つき大会（1/10）
2月	定例清掃・炊き出し訓練（2/7） バス遠足（予定）
3月	定例清掃（3/7）

悪天候等により、定例清掃や行事等が中止や延期になることがあります。

定例清掃は、原則として毎月第1日曜日に行います。

上記は、予定であり変更する場合は、掲示板等にて連絡します。

臨時に行事等を開催する場合は役員会の承認において行うものとする。

※5月の清掃は「母の日」のため、休みとします。（2024年度総会決定事項）

2026年度 県営与那原団地自治会ミニデイ計画表（案）

日 時	実施内容	備考
4月 3日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	体操の時間は、 若干変動します。
5月 1日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
6月 5日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
7月 3日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
8月 7日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
9月 4日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
10月 2日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
11月 6日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
12月 4日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
2027年		
1月 8日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
2月 5日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
3月 5日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上

2026年度 県営与那原団地自治会予算（案）

支出の部

（単位：円）

科目	2026年度 予算額	2025年度 予算額	前年度比較	備考
1. 管理費	2,120,000	2,420,000	-300,000	
①共益費（1棟・2棟）	1,600,000	1,700,000	-100,000	電気代：1,428,029円／昨年度1,352,523円 水道代：68,378円／昨年度67,288円
②環境整備費	500,000	700,000	-200,000	ゴミ処理費、環境整備資材購入、作業手当等 環境整備役員手当5,000円×2名
③雑費	20,000	20,000	0	土地使用料（自販機）
2. 運営費	2,089,000	2,089,000	0	
①役員費	1,575,000	1,575,000	0	会長・書記・会計/35,000円 会計引継/35,000円
②手当費（棟長・監査）	394,000	394,000	0	棟長/4名×8,000円 監査委員/2名×5,000円
③手当費（管理費）	120,000	120,000	0	管理人/10,000円
3. 事業費	1,300,000	1,370,000	-70,000	
①行事費	700,000	750,000	-50,000	グランドゴルフ大会2回、観月会、分担網作り 餅つき大会、炊き出し訓練等
②敬老会活動費	50,000	120,000	-70,000	ミニデイサービス、パークゴルフ大会参加
③婦人会活動費	120,000	120,000	0	バス遠足
④青年会活動費	30,000	30,000	0	フットサル大会参加
⑤子供会活動費	90,000	20,000	70,000	子供会活動再開
⑥サークル活動費	50,000	50,000	0	ガーデニング同好会
⑦保険費	60,000	60,000	0	自治会保険加入
⑧分担金	60,000	60,000	0	社会福祉協議会(48,000円) 体育協会分担(6,000円)
⑨会議費	100,000	100,000	0	役員会、総会
⑩雑費	40,000	60,000	-20,000	
4. 事務費	280,000	280,000	0	
①備品	100,000	100,000	0	
②消耗品	60,000	60,000	0	
③通信費	50,000	50,000	0	会計の通信費補助
④車両費	50,000	50,000	0	軽トラック維持補助
⑤雑費	20,000	20,000	0	
5. 修繕積立金	100,000	100,000	0	
6. 自治会基金	100,000	100,000	0	
7. 予備費	656,154	61,478	594,676	
合 計	6,645,154	6,420,478	224,676	

県営与那原団地自治会運営に関する規約

第1条（目的）

この規約は県営与那原団地自治会（以後自治会）を民主的かつ円滑に運営し明るく住みよい団地環境を作することを目的に制定し、自治会の行政運営はこの規約の定めるところによる。

第2条（自治会長）

1. 自治会に会長を置き会長は与那原町の委理事務及び自治会行政運営の処理にあたるものとする。また、会長任期は1年とし再任を妨げない。
与那原町の委理事務委託業務は原則として会長が行うものとする。
委理事務委託には役員2名の推薦を必要とする。
2. 会長の選出方法は原則として自治会内の有権者（公職選挙方法による）の選挙によって選出し、立候補のない場合においては役員の推薦で自治会総会の承認をもって選出する。
3. 会長への立候補については原則として居住3年以上及び共益費・自治会費・駐車場料金等の滞納がない者で5名の推薦人を必要とする。
4. 会長は自治会全般を掌握し自治会行政運営の事項の処理にあたる。
その主な業務は次の通りとする。
 - (1) 議案（予算・決算を含む）を提出すること。
 - (2) 収支予算を執行すること。
 - (3) 共益費・自治会費・駐車場料金の賦課徴収に努めること。
 - (4) 役員会の定例会に於いて提出された議決事項の処理にあたること。
 - (5) 自治会総会に於いて提出された議決事項の処理にあたること。
 - (6) その他自治会行政運営に関する事項の処理に関すること。

第3条（役員の内命）

1. 会長は自治会行政を民主的かつ円滑に運営するため次の通り役員の内命を行い自治会の総会の承認をもって任命するものとする。
2. 役員の内命は1年とし、再任を妨げない。役員及び各部長、係員については会長が業務の遂行に支障がないと認める場合について兼任を認めるものとする。但し、会長が兼任することはできないものとする。
3. 役員は以下のとおりとする。
 - (1) 会長
 - (2) 書記
 - (3) 会計
 - (4) 棟を代表する者（棟長）
 - (5) 環境整備部長
 - (6) 防犯防災部長
 - (7) 交通安全部長
 - (8) その他会長が必要な状況と判断する場合において設ける部の部長

第4条（役員の内務）

役員は会長の指示に従い自治行政を民主的かつ円滑に運営するため次のことを行うものとする。

1. 役員は会長不在のとき会長の業務を代理できるものとする。
2. 書記・会計は会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 庶務、会計事務に関すること。
 - (2) 共益費・自治会費・駐車場料金・寄付金の徴収に関すること。
 - (3) 役員会及び総会の議事録に関すること。
 - (4) その他会長の指示する会務に関すること。
3. 棟長は会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 各棟住民の提案事項及び意見を速やかに報告すること。
 - (2) 役員会における決定、連絡事項を各棟住民への周知すること。
 - (3) 各棟において共益費・自治会費・駐車場料金・寄付金の徴収に関すること。
 - (4) その他会長の指示する会務に関すること。
4. 環境整備部長は会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 県営与那原団地及び周辺の環境美化に関すること。
 - (2) その他会長の指示する会務に関すること。
 - (3) 会長が必要と認める場合において係員を任命できるものとする。

5. 防犯防災部長は会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 県営与那原団地及び周辺の防犯防災に関すること。
 - (2) その他会長の指示する会務に関すること。
 - (3) 会長が必要と認める場合において係員を任命できるものとする。
6. 交通安全部長会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 県営与那原団地及び周辺の交通安全に関すること。
 - (2) その他会長の指示する会務に関すること。
 - (3) 会長が必要と認める場合において係員を任命できるものとする。
7. 監事は自治会の庶務、会計を監査し自治会総会に於いて報告するものとする。

第5条 (役員会の開催)

自治会行政運営事項の審議処理のため役員会を設ける。役員会は月1回定例会を開催するものとし、その他必要に応じて会長が召集することができる。役員会は下記の者で構成する。

- (1) 会長
- (2) 書記
- (3) 会計
- (4) 棟を代表する者 (棟長)

第6条 (会長及び役員報酬)

会長及び役員には報酬を支給する。報酬額については自治会の総会の承認を得るものとする。但し、会長が必要と認める場合において係員を任命する場合において係員への報酬額は自治会総会に事後報告でよいものとする。

(1) 会長	金	35,000円
(2) 書記	金	35,000円
(3) 会計	金	35,000円
(4) 棟長	金	8,000円
(5) 環境整備部長	金	5,000円
(6) 防犯防災部長	金	5,000円
(7) 交通安全部長	金	5,000円
(8) 監事	金	5,000円

第7条 (財務)

自治会行政の運営経費は共益費・自治会費及び補助金、その他の収入をもってこれにあてるものとする。

第8条 (共益費・自治会費の負担)

1. 自治会に居住する全ての世帯主は、共益費・自治会を公平に負担しなければならない。
2. 共益費・自治会費は役員会で審議・査定を行い自治会総会の承認をもって決めるものとする。
3. 共益費・自治会費について
 - (1) 共益費 金 2,000円とする。
 - (2) 自治会費 金 1,000円とする。

第9条 (会計年度及び予算・決算の承認)

1. 自治会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもっておわるものとする。
2. 予算は役員会の審議・査定を行い自治会総会の承認を受けなければならない。
3. 決算については監事の監査を経て自治会総会に報告するものとする。

第10条 (自治会総会の開催及び決議)

1. 自治会行政を民主的かつ円滑に運営するために自治会住民への予算、決算の報告及び承認を受けるために年1回の総会を原則として5月末までに開催するものとし、その他必要に応じて会長が臨時総会を招集することができる。
2. 総会の開催は、14日前までに告示するものとする。
3. 総会への出席・参加できない者については委任状を提出する。また委任状を提出しない者は、総会における一切の権限を放棄し決議事項に異議なしとみなすものとする。
4. 総会の承認は原則として出席・参加及び委任状の過半数をもって決議するものとする。但し、僅差の賛否については会長が必要と認める場合において会長及び役員も決議できるものとする。

第11条（公 募）

自治会の行政運営に必要な公募を下記の通りおく。

- (1) 世帯主名簿・住民名簿（緊急連絡先及び連帯保証人連絡先）
- (2) 共益費徴収簿
- (3) 自治会費徴収簿
- (4) その他

第12条（規約の改廃）

この規約の改正及び廃止は役員会の審議を経て自治会総会の承認を得なければならないものとする。

第13条（感謝状及び表彰状）

自治会活動に貢献された者に対し感謝状及び表彰状を贈るものとする。

第14条（自治会長の選挙の実施）

自治会長選挙時に際し、公正な選挙を行うために会長・書記・会計以外から管理委員3名を選任する。

第15条（細 則）

この規約に定めるものの外、自治会の行政運営に必要な細則は役員会の諮り会長が定めることができる。

第16条（団地敷地内におけるめいわく駐車車両への罰則・罰金について）

1. 団地内におけるめいわく駐車車両について自治会は罰則・罰金を科すことができるものとする。
2. めいわく駐車車両への駐車禁止の放送・貼紙を自治会は行うことができるものとし、駐車禁止の放送・貼紙でも従わない車両については罰則として“ホイロック”を行うことができるものとする。
3. 罰則“ホイロック”を受けた車両の持主に対して自治会は罰金の徴収を行うことができるものとする。
4. 罰金については役員会で審議・査定を行い自治会総会の承認をもって決めるものとする。

第17条（団地敷地内におけるめいわく駐車車両への罰金について）

団地広場内駐車許可を受けた者及びめいわく駐車罰則・罰金を科せられた者は自治会に対して速やかに下記の通り支払わなければならないものとする。

めいわく駐車車両罰金 1回 金 5,000円

第18条（団地自治会定例清掃について）

1. 団地の環境美化のために団地居住世帯主は毎月1回の定例清掃作業への参加義務があるものとする。
2. 定例清掃日時は原則として毎月第1日曜日、午前9：00とする。
3. 正月・旧盆等の祭事や悪天候の場合は役員会の審議・査定において翌週への繰越及び中止の決定をおこなえるものとする。
4. 定例清掃作業の欠席を年度内3回までは事前に届出をすることにより認められるものとする。
5. 無届や4回以上の欠席について自治会は定例清掃欠席の罰金を科すことができるものとする。
6. 罰金については役員会で審議・査定を行い自治会総会の承認をもって決めるものとする。
7. 身体的不自由な状況及び病気や怪我等の場合は役員会に諮って審議し免除ができるものとする。
8. 5月の清掃は「母の日」のため休みとする。（2024年総会決定事項）

第19条（定例清掃欠席の罰金について）

定例清掃作業を欠席し罰金を科せられた者は自治会に対して速やかに下記の通り支払わなければならないものとする。

定例清掃罰金 金 2,000円

第20条（迷惑ごみ廃棄者への罰金について）

与那原町指定のゴミ袋以外でのごみ出し及びごみの分別を行わない並びにごみ出しの曜日・時間を守らない「迷惑ゴミ廃棄者」と確認され罰則・罰金を科せられた者は自治会に対して速やかに下記の通り支払わなければならないものとする。

迷惑ごみ廃棄者罰金 1回 金 5,000円

